

配偶者からの暴力の防止・被害者支援の取組及び課題について

平成18年9月22日
鳥取県子ども家庭課

- 1 . 鳥取県における女性相談の推移等
- 2 . DV相談件数及び一時保護件数の推移
- 3 . 県内の主な社会資源の状況
- 4 . DV関連予算の推移
- 5 . 具体的な取組
 - (1) 相談体制
 - (2) 一時保護
 - (3) 自立の支援
 - (4) 支援体制づくり
 - (5) その他の施策
- 6 今後の課題・問題点

1. 鳥取県における女性相談の推移等

(単位:件)

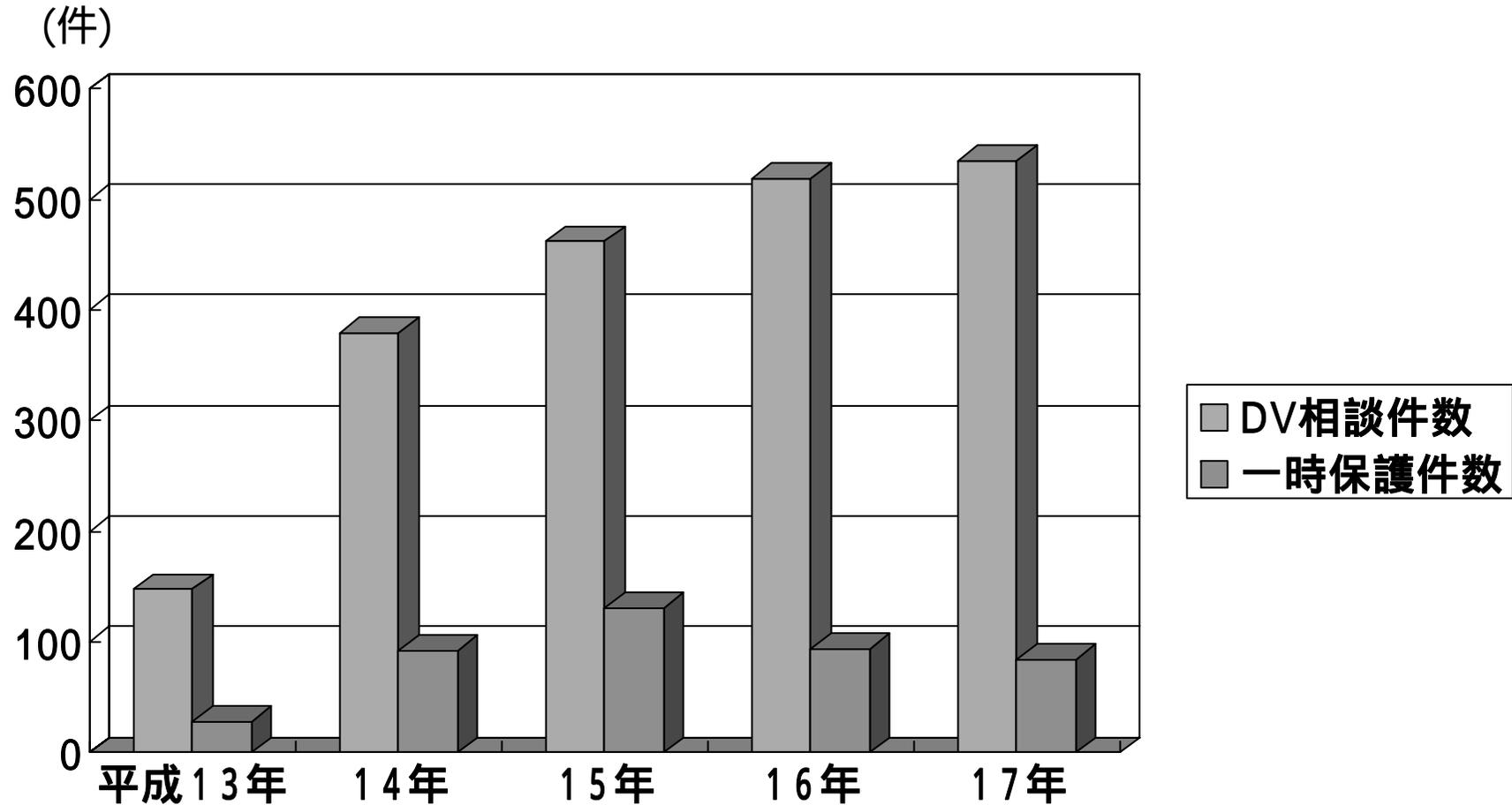
	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
総件数	821	857	929	1,128	914	1,807	2,236	1,921	2,049
うちDV件数	34	48	94	268	148	379	462	519	535
割合 (%)	4.1	5.6	10.1	23.8	16.2	21.0	20.7	27.0	26.1

(婦人相談所、心と女性の相談室、市婦人相談員対応分)

一時保護実数

- 13年度: 28人
- 14年度: 92人
- 15年度: 131人
- 16年度: 94人
- 17年度: 84人

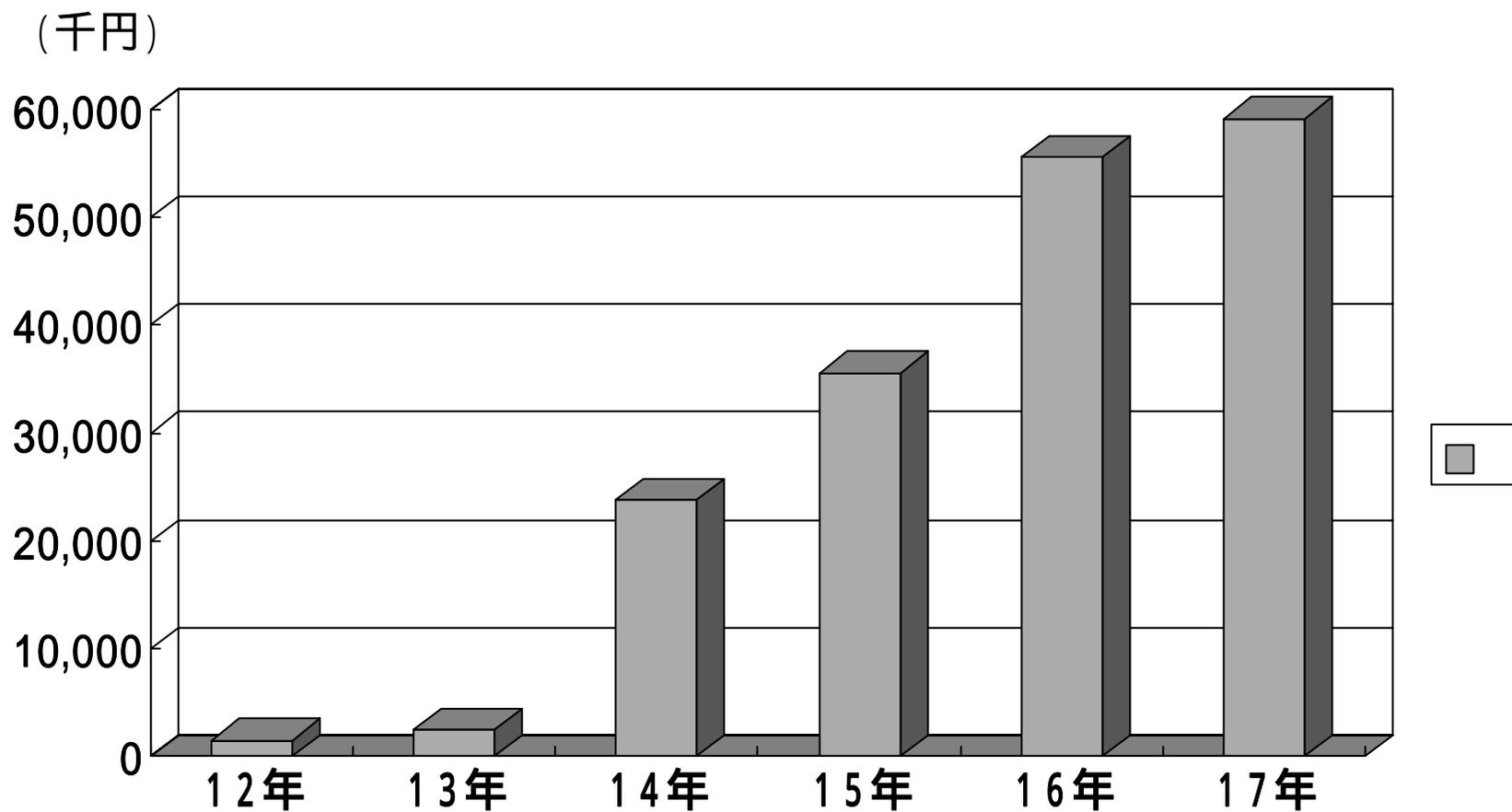
2. DV相談件数及び一時保護件数の推移



3. 県内の主な社会資源の状況

- 福祉相談センター(婦人相談所:児童相談所と一体)
1か所(鳥取市内)
 - 県福祉保健局(福祉事務所) 4か所
 - 母子生活支援施設 5か所(定員合計105世帯)
 - 民間支援団体 2団体
 - 婦人相談員 4人
 - 母子自立支援員 8人
 - 家庭相談員 4人
- (一部兼務)
- 〔 配偶者暴力相談支援センター:3カ所
(婦人相談所、県福祉保健局2カ所) 〕

4 . DV関連予算の推移



平成14年度から民間シェルターへの一時保護委託を実施

5 . 具体的な取組

(1) 相談体制



- 婦人相談所は鳥取市内に
県西部(米子市内)と県中部(倉吉市内)の地方機関に「心と女性の相談室」を設置(福祉職、保健師、精神保健福祉士、心理療法士等)
配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ
- 夜間休日の電話相談
従前は婦人相談所にて22時まで対応
16年度より、民間団体に委託して、時間帯を深夜・早朝に拡大(24時間対応)
- 通訳経費の助成
外国人被害者のための通訳雇上経費を民間支援団体に助成

(2) 一時保護

- 県内(婦人相談所 + 委託施設)で28室を確保
- 防犯カメラ付機械警備経費を助成
- 民間団体の活動に対する助成
 - ・ 一時保護施設への移送費
 - ・ 一時保護実施のための借間の賃借料等
 - ・ 一時保護直前の医療費、入院時の個室料、
 - ・ 入退所等の同行の交通費
 - ・ 同伴児童の託児経費
- 配偶者以外の者(恋人、親、兄弟等)からの暴力被害者を民間へ一時保護委託

(3) 自立の支援

- **被害者が一時保護期を経て自立に向かうときの住まいのための借間賃借料を助成**
(敷金2か月分+家賃3か月分)
- **就職・借間借上げの保証人になった施設長等の損失補償を実施**
(就職時保証は30万円、入居保証は20万円を上限に3年間:児童と共通事業)
- **ステップハウス(自立に向けた支援事業)を民間法人に委託実施**
 - ・ 指導員・心理療法担当職員を配置
 - ・ 面談室・居室を借り上げて確保
- **母子生活支援施設の職員加配**
 - ・ DV被害者等の処遇困難な母子が10名を超える場合、職員1名を加配

(4) 支援体制づくり

- **DV被害者支援体制の強化**

- ・困難事例を抱える民間支援団体を対象とした精神科医等によるスーパーバイズ
- ・支援スタッフの心のケア

- **民間支援団体に対するスタッフ養成支援**

- ・支援スタッフ養成のための研修会開催経費を助成
- ・専門研修の受講費用を助成関係職員研修会

- **関係職員研修会**

- ・関係機関職員(婦人相談所、福祉事務所、保健所、市町村等)、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育士、保健師、養護教諭等を対象に、圏域別に年2回(計6回)

- **「女性に対する暴力防止」関係機関連絡会**

- ・警察、裁判所、民生委員、民間支援団体、行政機関等が集まり年2回実施

(5) その他の施策

- 普及啓発事業
 - ・街頭キャンペーン
 - ・講演会
 - ・市町村研修への講師派遣
 - ・広報(広報紙、テレビ等)
- DV加害者対策
 - ・電話相談の実施

6 今後の課題・問題点

- **保護命令の対象者**

- ・保護命令対象を精神的暴力の被害者及び被害者の家族(同居している児童以外)等に拡大できないか
- ・電話・ファクシミリ・電子メール等によるつきまとい行為を禁止命令の対象拡大にできないか

- **DV被害者の自立支援策が、自治体によって大きな差異が生じないように、一定の施策水準の確保**

- < 自立支援策 >

- 例: アパート等の家賃・敷金等の助成
 - 一時保護直前の医療費助成
 - 就労時、アパート入居時の身元保証制度

- < 民間支援団体等との協働、支援 >

- 例: 民間団体を支援するスーパーバイズ体制の整備
 - スタッフの養成

- DVの未然防止及び再発防止のため、加害者更生に向けたプログラムの国レベルでの早急な作成
- 一時保護委託権限の検討
 - ・一時保護委託権限を配偶者暴力支援センター(婦人相談所以外の)が持てないか(経費負担もあわせて)
- 婦人相談所のあり方(人員配置など)の検討とステップハウスへの助成

平成18年度DV被害者支援事業

【鳥取県】

段階	区分	事業内容	対象経費・助成要件等	予算額
避難・一時保護	シェルターへの避難経費	被害者・同伴者が自宅からシェルター、母子生活支援施設、警察等へ避難するために利用したタクシー及びハイヤーの運賃の助成	・実際に要した経費	千円 47
	医療費	被害者・同伴者がシェルター、母子生活支援施設等へ入所する直前に受診した場合の医療費、入院費等の助成	・医療費：一人当たり46,000円 ・個室料：1日当たり4,200円×日数（婦人相談所長の認定が必要） ・生活保護受給前の医療費が対象	866
	DV防止法対象外の被害者保護	配偶者以外の者（恋人、親、兄弟等）からの暴力被害者・同伴者を一時保護委託	・2週間以内 ・委託料：DV被害者の委託費と同額	2,040
自立支援	住宅家賃	被害者がシェルターを退所し、自立するために借り上げた住宅家賃等の助成	・敷金、礼金等：(単身世帯)70,000円 (複数世帯)92,000円 ・家賃：(単身世帯)35,000円×3月 (複数世帯)46,000円×3月 ・生活保護等により住居費の扶助がある場合は適用除外 ・県外へ転出する場合は原則適用除外	7,860
	ステップハウス	一時保護から自立に向けて一定期間の継続的な支援が必要な被害者に対し、精神的ケアや生活指導等を行う場としてアパートを借り上げ、指導員、心理療法職員による支援を実施	・運営：社会福祉法人に委託 ・部屋数：8室 ・対象者：単身等で母子生活支援施設に入所出来ない者 ・入所期間：概ね1年以内	10,758
	保証人の確保	被害者の保証人となったシェルター等の施設長の損失を補てんすることにより、就職や住宅入居に必要な保証人を確保	・補てん限度額 (就職)300,000円 (住宅)200,000円	700
民間支援	シェルター家賃	民間支援団体等がシェルターとして利用するために借り上げたアパート家賃の助成	・敷金、礼金等 150,000円/部屋 ・家賃 50,000円/月	3,750
	入退所サポート費	シェルター入所から退所後の旅費（関係機関等への同行支援に要する交通費）、通信運搬費の助成	・要した経費の3/4 ・限度額：157,000円/年	942
	夜間警備体制	民間シェルターの防犯カメラ付警備委託費の助成	・実際に要した経費	277
	夜間電話相談	専用電話により夜間の相談（365日）を実施する民間支援団体等に助成	・実施時間：22：00～8：30 ・人件費：4,200円/日 ・事務費：12,000円/月	3,354
	通訳経費	外国人被害者対応のための通訳雇上費の助成	・10,000円/回	100
	託児支援費	就職活動等のために同伴乳幼児を託児所等に預ける場合の経費を助成	・5,000円/回	150
	民間スタッフ養成経費	民間支援スタッフの養成や資質向上のための研修会開催及び県外の専門研修受講経費の助成	・研修会開催：要した経費の1/2 ・研修会受講：同上	575
民間団体等支援体制整備	処遇困難なケースを抱える民間シェルターを支援するため、DV相談支援センターにスーパーバイズ体制を整備 民間スタッフの燃え尽き防止のため、精神科医等による個別ケアを実施		408	
その他	① DV加害者相談事業	DVに悩む男性用相談電話を受ける相談員の養成を行い、加害者相談体制を整備		997
	② 外国人DV被害者支援員養成事業	外国人DV被害者の通訳にあたるスタッフが不足しているため、通訳の養成を行う		1,262
	心のケア事業	心理療法担当職員の婦人相談所への配置		3,919
	DV関係機関連携強化事業	DV防止関係機関連絡会の開催 一時保護機関等による事例検討会の開催		1,499
	DV関係職員研修会	県、市町村窓口職員、民生児童委員等を対象にした研修会の開催		547
	普及啓発事業	街頭キャンペーン、講演会の開催 市町村や企業等が実施する研修に講師として県職員等を派遣		1,113
	婦人相談所一時保護所費	DV被害者及びその同伴者を婦人相談所で一時保護又は民間シェルター等に委託する		24,331
合計			65,495	